

伊豆市監査委員 告示第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年11月24日

伊豆市監査委員 渡邊 光由

伊豆市監査委員 杉山 誠



1. 監査の期日 令和2年10月30日（金）
2. 監査の対象
総務部：総務課 防災安全課 財務課（契約検査室）
3. 監査の方法：提出された監査資料等に基づき、各担当課（室）の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。
4. 監査の結果：監査を実施した範囲における事務事業においては、適正に処理されているものと認められた。
5. 監査の概要及び意見：対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

【総務部】

(1) 総務課

- ① 職員事務改善提案制度は、「いずしか運動」として職員の身近な事務改善の提案を求める制度である。令和2年度については、提案制度は残しつつ、前年のように各課1案等の強制はせずに随時提案を受け付けることとしたとのこと。常に事務改善の検証をし、事務の効率化を意識して日常の事務に従事することはとても重要あり、この制度は、ぜひ続けていただきたい。そして提案の実施は、職員へのフィードバックを忘れずに、そのフォローに力を注いで形骸化しないように運用願います。また、令和2年4月より県、指定都市では、内部統制に関し体制整備が義務づけられており、伊豆市としても法令遵守に則った体制整備を整えていくことを進めていただきたい。特に単独で実務を任せきりにしない牽制体制を、構築することは急務と考えます。内部統制に対する積極的な取り組みにより、より良い体制整備と運用ができることを希望します。
- ② 第3次集中改革プランは、「Ⅰ 効率的な行政経営と質の高い行政サービスの提供」「Ⅱ 職員の意識改革と適正な人事管理」「Ⅲ 持続可能な財政運営の推進」「Ⅳ 官民協働のまちづくり」の4つの基本方針、20の重点項目の下、140の取組事項により実施された。令和元年度の内訳は、「終了」29件、「予定通り」58件、「予定より遅れている」36件、「実施なし」11件、「実施中止」6件であった。本年度が、第4次集中改革プランの初年度となる。第4次集中改革プランは、「Ⅰ 効率的な行政経営」「Ⅱ 財政健全化の推進」「Ⅲ 管と民の連携」の3つの基本方針、7の重点項目の下、53の取組事項により実施している。第3次集中改革プランの評価と反省を行い、何が効

果的だったか、どうしてその結果になったのか、不要なものはなかったか等項目ごとに検証し、第4次行政改革大綱及び集中改革プランの施行に活かせるよう期待します。

- ③ 令和元年度の職員の時間外勤務の状況は、一人当たりの月平均勤務時間が20時間を超える部課として、天城湯ヶ島支所、総務部防災安全課、産業部農林水産課、建設部建設課、教育部社会教育課があった。令和2年度9月分までの一人当たり月平均時間外勤務は3.8時間となっているが、また、年休の取得率では年9.84日で、県内自治体と比較すると取得率は良いとのこと。産休、育休についても、取得に問題はないとのことであったが、男性職員の育休取得については、気兼ねなく取得できる体制づくりをしていただきたい。東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が1年延期となり、職員の業務量も増加傾向になる部課が増えていると思われる。特定の職員が過度な業務負担にならないよう、適正かつ柔軟な人事配置を希望します。
- ④ 職員の健康管理は、地方公務員法第42条を根拠に職員の保健や厚生に関する事項の計画策定と実施が義務付けられている。職員健康診断(予算額4,380千円)では、共済職員の一般検診(人間ドック受診含む。)で本年度の受診率98.9%となり、現時点で昨年より0.8%増となっている。受診結果では受診者404人(共済及び健保含む。)のうち産業医による個別相談(予算額396千円)は、診断結果が要精密、要治療、治療中の判定を受け衛生管理者が選んだ職員や時間外勤務が約80時間/月以上の職員を対象としての相談を実施している。メンタルヘルスチェックでは、市立小中学校教員も含め、対象者471人を対象に11月に実施する予定である。高ストレス者に対しては、産業医との面談を予定している。部局ごとの結果を踏まえ、高ストレスの割合の高い部局にはその旨報告すること。高ストレスから休職、退職、場合によっては死に繋がることもある。ストレスを感じている者からは、何かしらサインを出している。同僚・直属の上司が、そのサインに気づくことが重要となる。心の悩みは多種多様である。上司は常に部下の状況を把握し、適正な声かけをするようにしていただきたい。場合によっては配置転換をして、負担を軽くすることも必要になってくると思われる。あらゆる状況を加味し、ストレス解消に寄与するよう努めていただきたい。
- ⑤ 地方公務員法第39条を根拠とした職員研修は、階層別研修と専門研修、その他研修に区分され、本年度は54項目の計画を建てたが、新型コロナウイルス感染症の影響で17項目が中止、延期や縮小となったことを確認した。新規採用職員研修は11回の市単独の研修を行っている。職員自らが率先して受ける通信講座や業務に関する資格取得についての推奨を期待しているところだが、コロナ禍ということもあり、通信講座の制度構築が重要となってくる。環境を整え、多様な自己研鑽の場の提供に努めることに期待します。
- ⑥ 三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会(予算額97,800千円)は、税業務、住民記録業務、国民健康保険業務、福祉系業務など基幹業務の共同電算処理を行っている。令和2年度の3市の電算業務のうちセンター協議会が処理する68のシステムを一覧で確認した。その内の37業務は令和元年度までにクラウド化されており、今年度中に6業務についてクラウド化導入に向けた計画を策定しているとの説明を受けた。

(2) 財務課(契約検査室)

① 公共施設等総合管理計画は、平成 28 年度に策定され 40 年間で機能縮減、多機能化、機能統合、民間移管などの手法により「公共施設の延床面積を 40%～57%削減する」という目標の設定となっている。平成 30 年度に今後の公共施設の再配置を効率的・効果的に推進し、検討する基礎資料として公共施設再配置基本方針を策定し、この基本方針に基づき、令和元年度に施設の劣化状況、利用状況、位置的要因等の観点から評価し、今後の具体的な方策を定め、推奨するために公共施設再配置計画の原案を作成した。今年度、この原案を庁内検討委員会に諮り、この結果を踏まえ市民へ説明を行い公共施設再配置計画を策定する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で来年度へ繰り越すこととなったとのこと。膨大で長期にわたる公共施設の再配置計画であるので、令和 3 年度からの住民説明において、丁寧な説明により、市民同意を得ながら、適正な公共施設の再配置計画が進むことを希望します。

② ふるさと納税の寄附件数と寄附金額の 3 年度分を比較すると次のとおりである。(予算額 600,000 千円)

年 度	寄附件数 (件)	寄附金額 (円)
平成 30 年度	2,256	396,775,000
令和元年度	2,794	612,615,000
令和 2 年度 (R2.9.30 現在)	443	65,326,000

平成 30 年度にふるさと納税を紹介するホームページ「ふるさとチョイス」に加え、「楽天市場」と「さとふる」のサイトにも伊豆市のページを開設し、掲載サイトの拡大により新規寄付者を募ることができ、寄付額も順調に増額してきた。返礼品のカテゴリーでは、その 9 割を。宿泊券が占めている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で寄付額が減少している。市の特産物(米、わさび、しいたけ、果物等)の返礼品を求めやすい金額設定を考え、寄付額の件数が増えるよう、伊豆市産業振興協議会と連携し、魅力あるブランド化した地域特産物を返礼品に取り込むことを期待します。

③ 工事検査の状況では、契約検査室職員 2 人と副市長、各部局長の 8 人が検査員となっている。主に 130 万円を超える建設工事、50 万円を超える業務委託、130 万円を超える製造業務の検査を実施する。令和 2 年 9 月末までの工事検査の実績件数は、中間、材料検査を含めると 62 件(うち工事完成検査 55 件)、年間検査件数は昨年度よりも多くなる予定との説明を受けた。

(3) 防災安全課

① 市内の交通事故防止、交通安全思想の普及、交通道徳の高揚を図ることを目的に修善寺地区 14 人、中伊豆地区 6 人、天城湯ヶ島地区 6 人、土肥地区 4 人の計 30 人に交通指導員を委嘱している。主な活動実績は、第 1, 2, 4 月曜日の小学校登下校街頭指導、夜間街頭指導、交通安全リーダーと語る会(各小学校)出席、運動会・マラソン大会での交通指導、交通指導員定例会等である。一部の交通指導員は、十数年続けている人もいて、年齢層が高くなっており、又地区によっては手がないこともある。交通指導員は、地域に無くてはならないものであるが、認知度が低く感じる。具体的活動を広く PR し、交通指導員としての意識を高め、多くの方が積極的に経験することを期待します。

② 消防施設・消防設備では、市に合併時 800 人だった消防団員数も現在 413 人に減少し、この団

員数規模で保有するポンプ車両は、平成26年度に56車両であったが現在は38車両に整理している。令和5年度には28車両とする計画である。また、道路交通法の改正による令和5年以降の4トン車両を2トン車両への切り替えも予定している。消防団員の減少は、全国的にも大きな問題となっている。伊豆市においても適齢な人材が少なくなってきていて、団員確保に苦慮しているとの報告を受けた。昼間の火災時は、サラリーマンの団員が多く、消防車両を発車させる人数が揃わない。火災時の初期消火がとても重要となることから、地区の消防協力隊や主婦による消火栓等による訓練により、初期消火の重要性を広く認知していただきたい。

- ③ 伊豆市の防災同報無線は、天城湯ヶ島地区が35年、中伊豆地区が31年、修善寺地区が27年、土肥地区が26年経過しており、故障時の対応が難しくなっている。天城湯ヶ島地区においては、親局の故障により放送は本庁からのみ行っている。また、令和2年6月をもち、メーカーは、アナログ機器の受注生産を終了したため、今後の故障による更新は難しくなる。このままのアナログの使用と新たなデジタル導入の今後20年の財政シミュレーションの結果、市の実質負担額は、デジタル化の方が安価であった。庁内検討会での検討の結果、令和4年4月運用開始予定でデジタル化を整備するとの報告を受けた。全市民に適切な防災関連情報の提供をするため、コミュニティFM、防災メールと併せ同報無線は重要なアイテムである。スムーズなデジタル化への移行をお願いしたい。
- ④ 平成29年に策定した空家等対策計画では、平成25年データで空家5,890戸（空家率30%）となっていた。令和元年9月実施の空家実態調査では、活用可能空家128戸、中間不良空家216戸、苦情のある空家8戸で計352戸の空家を把握していた。空家の種類として、「活用可能空家」「中間不良空家」「苦情のある空家」の3つに分けており、「苦情のある空家」として、平成29年以降で市が関与して除去に至った空家は9件18棟ある。倒壊しそうな家屋は、すべて排除できたとのこと。しかしながら、空家は年々劣化し、危険家屋化していく。かつては住んでいた家のため簡単に手放しできず、空家のまま老朽化していくケースも多々ある。所有者との交渉、地域との連携、空家内の片付け制度等あらゆるケースに対応できるよう準備願いたい。また、利活用できる空家については、「空家バンク」登録という、借手手を広く募ることができる制度があることを、継続してPRしていただきたい。登録促進のため補助金制度を創設したことも、併せて情報発信し、移住定住促進事業者等への紹介など、利用ができるよう担当課と引き続き連携を図り、実績が上がることを期待します。
- ⑤ 松原公園津波避難複合施設は、観光防災まちづくりに関する事業として、土肥地区の松原公園内に複合施設である津波避難タワーを建設する事業である。今年度は、基本設計を作成し実施設計の作成に入る予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で市民への説明が遅れている。また実際の計画とは違う方向で情報が広まり計画が遅れてしまっている。今後、住民への丁寧な説明で正確な情報を提供し、理解を得て合意できるよう努力していただきたい。住民や観光客の命を守るための施策であることを再認識し、地域づくりと併せた政策の実現を望みます。